

大切なご家族との
絆を守るために

せいしん ^{つな}
しあわせ絆ぐ
シニアサポート

お客さまとその家族の皆さまが安心してお過ごしいただけるように。

せいしんはシニア世代の皆さまに寄り添った
サポートメニューをご提供いたします。



くわしくは、お近くの「せいしん」へ

令和7年7月1日現在

代理人サービス



お客さまとそのご家族の皆さまに
人生100年時代を安心してお過ごしいただけるよう
せいしんでは「**代理人サービス**」をご準備しております。

こんなご心配はありませんか？

- 運転免許証を返納したから
せいしんに行くのが大変…
どうしたらいいかしら？
- 高齢の親の代わりに家族が預金をおろすことができるかしら？



代理人サービスを利用すると

あらかじめお届けいただいた代理人さまが、
普通預金の入出金等を行うことができます。
もちろん、預金者ご本人さまとのお取引も
引き続き可能です。



代理人サービス商品概要

ご本人の条件	満60歳以上の個人 ※申込時点で「意思・判断能力」に問題なく、自署できる方
代理人の条件	預金者ご本人の配偶者または推定相続人(1名のみ) ※ただし、推定相続人不存在などの状況に応じて、預金者ご本人が認めた場合は三親等 まで受け入れ可能
対象の 代理取引	普通預金の入出金・振込
取扱手数料	無料(ただし、各種お手続きに所定の手数料がかかる場合があります。)
サービスを 停止する場合	・預金者ご本人または代理人の死亡 ・預金者ご本人または代理人の意思・判断能力の喪失(成年後見制度の開始があった 場合や「意思・判断能力が喪失した旨の診断書」が提示された場合等) ・代理人が行う取引に疑念や不審点がある場合 ・その他、当金庫がサービスの提供が相当でないと判断した場合

年金相談



請求手続きのお手伝い、見積額の確認など、年金を受け取りになる前も、
受け取り中も、さまざまなサービスをご提供しております。



▲くわしくは、こちらから

リバースモーゲージ



豊かなセカンドライフをお過ごしいただくためのローン商品です。

リバースモーゲージとは

ご自宅(持ち家)を担保にして、そこに住み続けながらセカンド
ライフに必要な資金をお借入れいただける融資制度です。毎月
のお支払いはお利息のみで、ご契約者さまがお亡くなりになら
れた時などにお借入金を一括してご返済いただけます。

※お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。

▲くわしくは、こちらから

相続手続き代行サービス



ご遺族の皆さまに代わり、煩雑な相続手続きを専門家が代行します！
相続手続きの一部または全部を、お客さまのご希望に合わせて承ります。



ご相続の状況で
あてはまるものは、いくつありますか？

- 忙しくて金融機関に行く時間がない
- 他の相続人との書類のやりとりが大変
- 何からどう進めればいいのかわからない
- サポートしてくれる人がいない
- 故人名義の不動産が多数ある

1つでもあてはまる場合はすぐにご相談ください



相続手続き代行サービスなら

お客さまのご状況に合わせてサポートいたします。



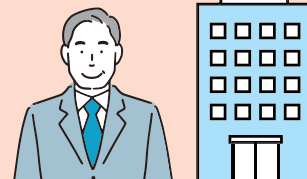
▲くわしくは、こちらから



- 金融機関の相続手続き
- 相続人との書類のやり取り
- 戸籍謄本の取得
- 遺産分割協議書の作成
- 相続税の申告
- 不動産の名義変更

せいしんの 提携先法人が代行

※税理士・司法書士等の専門家が
対応します。



・相続手続き代行サービスの手数料等の費用は、亡くなった方の相続財産から支払うこともできます。

相続対策のご相談はせいしんへ！



遺言信託

遺言は「思い」をカタチにのこせます。



このような方は、遺言信託を検討してみませんか？

- 独身の方や子どものない方
- 老後の世話をしてくれている子どもに、より多くの財産をのこしたい方
- 障がいのある子や体調に不安のある相続人へスムーズに財産をのこしたい方
- 前配偶者との間に子どもがいる方
- 財産のほとんどが不動産の方
- 世話になった人や団体に、財産の一部を遺贈寄付したい方



せいしんの遺言信託なら！

- 資産承継に関する考え方をお客さまと一緒に整理し、公正証書遺言の作成をサポートします。
- 相続発生時には、遺言の開示から遺言執行完了のご報告までを行います。



遺贈寄付とは

遺贈寄付は、亡くなられた後の財産を特定の団体や地方公共団体等に寄付することで「人生最後の社会貢献」とも言われています。ご興味のある方は、お気軽に当金庫へご相談ください。



大切なご家族へあなたの想いをのこすために。

生命保険の活用

相続対策に生命保険を活用する3つの特色

1

相続税の非課税枠
があります

2

お金に「宛名」を
つけられます

3

すぐに使えるお金の
準備ができます

生命保険の特色

1

相続税の非課税枠があります

現金・預金は全額が相続税の課税対象となりますが、死亡保険では保険金のお受け取りに対して、相続税法上一定の金額が非課税となります。



相続税法第12条

非課税枠

500万円

×

法定相続人の数

※ただし、ご契約者と被保険者が同一で死亡保険金受取人が法定相続人だった場合

【計算例】

法定相続人が配偶者、長男、長女の3人の場合

500万円×3名=1,500万円が
相続税の非課税枠となります。

※税務上の取扱いについては令和7年6月現在の税制に基づくものであり、今後、税率の変更に伴い、取扱いが変わる可能性があります。個別の取扱いにつきましては所轄の税務署等にご確認ください。

死亡保険金の評価額

死亡保険金を受け取った場合の評価額は以下のとおりとなります。

【計算例】

- ご契約者：本人
- 被保険者：本人
- 死亡保険金受取人：長男
- 死亡保険金：5,000万円（一時金）
- 法定相続人：3名（配偶者、長男、長女）

評価額 = $5,000万円 - (500万円 \times 3名) = 3,500万円$

【死亡保険金】

【生命保険の非課税枠】

(500万円 × 法定相続人の数)

相続税法第15条(参考)



相続税には遺産にかかる基礎控除があります。

基礎控除額 = $3,000万円 + (600万円 \times 法定相続人の数)$



生命保険の特色

2

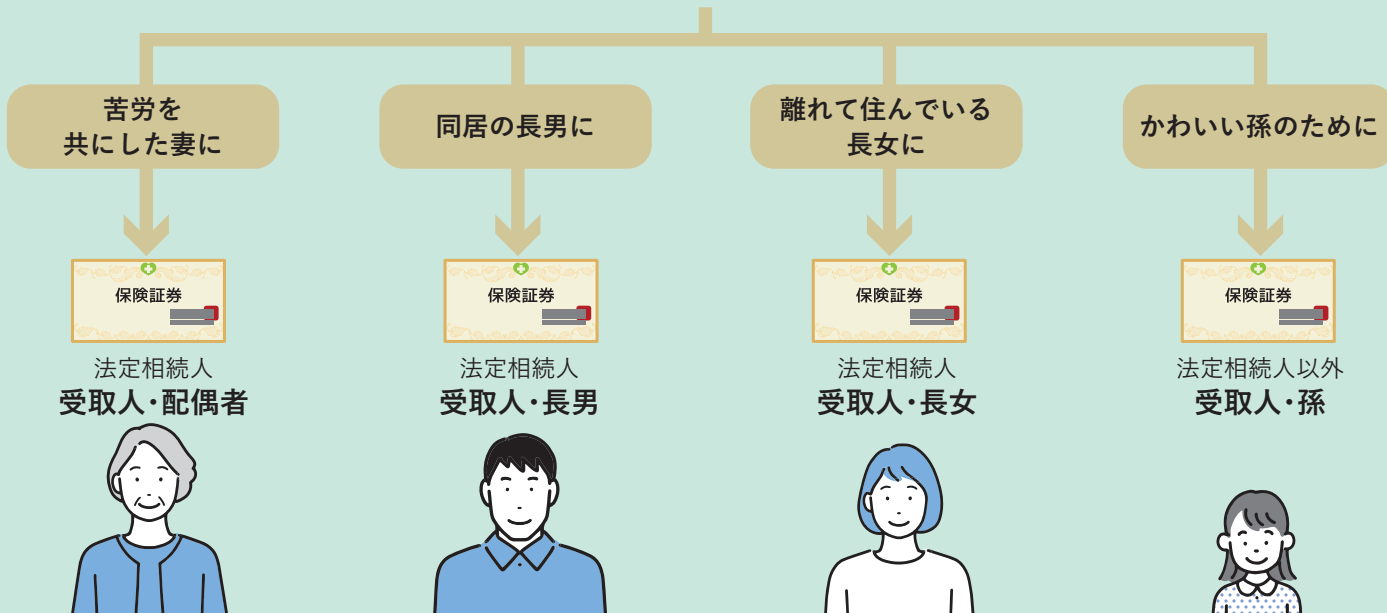
お金に「宛名」をつけられます

生命保険は、ご契約時に「保険金受取人」を指定する機能があります。また、生命保険は判例上、死亡保険金受取人固有の財産とされています。

※ただし、相続人との間で著しい不公平が生じる場合、受取人固有の財産とみなされない可能性があります。



本人
(ご契約者・被保険者)



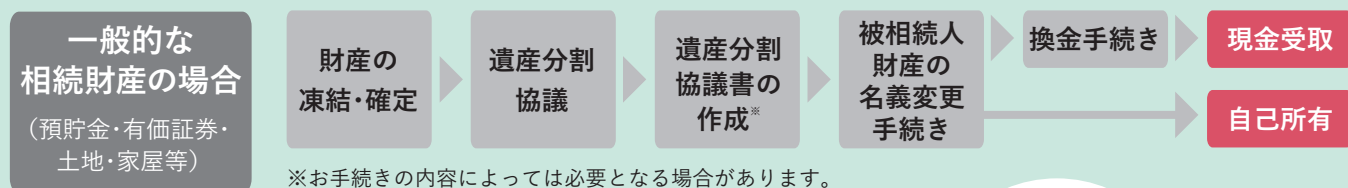
生命保険の特色

3

すぐに使えるお金の準備ができます

死亡保険金は、受取人からの請求手続きにより一般的な相続財産(預貯金・有価証券・土地・家屋等)と比べ、比較的速やかに支払われますので、すぐに使える資金を「現金」で準備できます。

※死亡保険金をお支払いするために確認等が必要な場合、この限りではありません。



※お手続きの内容によっては必要となる場合があります。

